

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業Q&A

令和7年6月20日作成

No.	項目	質問	回答
1	助成の対象	申請受付期間内に新たに事業所を開設する予定だが、助成対象となるか。	令和7年4月1日から令和7年9月30日の間でサービス提供実績のある区内事業所を対象といたします。開設だけでは助成対象とはなりませんのでご注意ください。
2	助成の対象	変則ギアは付いているが電動アシスト機能は付いていない自転車は対象か。	対象になりません。電動アシスト機能が付いている自転車が対象です。
3	助成の対象	電動キックボードは対象か。	対象になりません。自転車(ペダルがついている、人力で運転するもの)が対象です。
4	助成の対象	替えのバッテリーや自転車に取り付けるカゴ、雨よけのカバーなどは対象か。	費用は付属品及び当該電動アシスト自転車を安全に使用させるために必要な物品も含まます（予備用バッテリー、ヘルメット、レインコート等）。 ○付属品として認められるもの ・自転車に取り付けるカゴ ・予備のバッテリー ・自転車に取り付ける雨除けカバー及びハンドルカバー ・職員が着用するヘルメット及び雨具 ・鍵類 ○付属品として認められないもの ・自転車保険料 ・防犯登録にかかる費用
5	助成の対象	職員が身に着けるサングラスやサンバイザー等は対象になるか。	対象になりません。本助成における付属品は電動アシスト自転車に付属する防犯や安全運転に寄与するものが対象になります。 防犯や安全運転の目的以外で自転車に追加で設置する物品や自転車のメンテナンスに係る物品等については、申請の対象外となります。
6	助成の対象	付属品のみの申請は可能か。	付属品のみの申請はできません。電動アシスト自転車とあわせて申請してください。
7	助成の対象	防犯登録にかかった費用は対象か。	対象になりません。本助成は物品の購入にかかる費用が対象となります。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業Q&A

令和7年6月20日作成

No.	項目	質問	回答
8	助成の対象	過去に購入した自転車の費用は対象か。	対象になりません。区に交付申請をした後、区から交付の可否決定通知を補助金申請システム（jGrants）内で送付します。この可否決定通知の日付以降に購入した自転車の対象になります。 可否決定通知の日付以前に自転車を購入してしまうと、助成金を交付することができませんのでご注意ください。
9	助成の対象	自分の事業所が助成の対象になるかわからない。	世田谷区内を所在地とする以下のサービスを営む事業所がある法人が対象となります。法人において営んでいる事業所が以下のどれに該当するかご確認ください。 ①訪問介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ④居宅介護支援 ⑤介護予防支援
10	助成経費	2台購入し、1台が20万円でもう1台が10万円の場合、助成金額はどうなるのか。 ※対象となる事業所に配置される常勤の介護支援専門員が2名以上の、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援に限る	助成対象が2台の場合は、2台分の合計額の30万円が上限額となります。
11	助成経費	国や都において既に同様の助成金を申請済みもしくは受け取り済みだが、その場合でも区へ助成金を申請することは可能か。	購入した全額分の助成を国や都へ申請していないもしくは受け取っていない場合に限り、区に対しても申請を行うことが可能です。 (例) ・15万円の自転車を購入しており、10万円の助成金をもらっている →残る5万円分の助成金の申請が可能です。 ・20万円の自転車を購入し、10万円分の助成金をもらっている。 →残る10万円分の申請が可能です。 ・3台の自転車を購入しており、2台分の助成金を全額もらっている。 →残る1台分の助成金(上限額15万円)の申請が可能です。 ※購入した全額分の助成金を国や都へ申請しているもしくは既に受け取っている場合は、区へ助成金を申請することができません。
12	申請方法	窓口申請は可能か。	本助成事業は補助金申請システム（jGrants）のみの申請受付となります。窓口、郵送等による申請は受け付けておりません。
13	申請方法	申請締め切りが12月末とあるが、具体的にはいつまでか。	令和7年12月31日(水)23:59までに受けた申請が審査の対象になります。なお、電話等での問い合わせは12月26日（金）17:15までとなりますのでご注意ください。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業Q&A

令和7年6月20日作成

No.	項目	質問	回答
14	申請方法	申請の受付が途中で締め切られることはないか。	交付する金額が、本助成事業として確保している予算を超えた場合は、受付を途中で締め切る可能性があります。
15	補助金申請システム（jGrants）	申請の仕方がわからない。	申請方法の詳細をマニュアルにしておりますので、区ホームページ(ページID：25883)からご確認ください。
16	補助金申請システム（jGrants）	補助金申請システム（jGrants）内で検索し、本助成事業を探したが見つからない。	区ホームページ(ページID：25883)に申請用URLのリンク及びマニュアルを掲載していますので、そちらを参考に申請をお願いいたします。
17	補助金申請システム（jGrants）	G.bizIDがわからない。	デジタル庁の電話窓口にお問合せください。 0570-023-797 【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）
18	交付申請書	申請書が2種類あるが、どちらを使用すればよいか。	社会福祉法人は「(社福法人用)補助金交付・貸付金貸付申請書【第1号様式】」を、社会福祉法人以外は「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付申請書(第1号様式)」を使用してください。
19	交付申請書	申請は法人名と事業所名のどちらで作成すればよいか。	法人名でご作成ください。
20	交付申請書	同一法人で区内に複数の事業所を営んでいる。事業所ごとに申請書を作成するか。また添付書類も同様か。	法人として作成してください。事業所に関する情報は、「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金交付申請額積算内訳(第1号様式添付資料)」を使用し、作成してください。 ※助成金の交付申請は1回が限度のため、申請する事業所に漏れが無いようご注意ください。
21	交付申請書	「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付申請書(第1号様式)」の申請金額欄には、実支出額の総額を記入すればよいか。	「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金交付申請額積算内訳(第1号様式添付資料)」を作成した後、「G:助成金所要額」に記載された金額を記入してください。
22	交付申請書	(社会福祉法人のみ) 申請書に記載の「理由書」とはどのようなものか。	様式は特に問いません。A4の用紙に「理由書」のタイトルを付け、法人（事業所）における電動アシスト自転車を購入する必要性等をご記入ください。
23	交付申請書	申請書に記載の「購入予定の自転車等のカタログの写し」とはどのようなものか。カタログがない商品の場合どうすればよいか。	自転車メーカーが発行しているカタログやインターネットサイトに掲載されているものなど、どのような自転車を購入しようとしているのかわかる書類であれば問題ありません。
24	交付申請書	申請書に記載の「見積書その他その金額が確認できる書類」とはどのようなものか。	販売業者から徴した見積書等を想定しています。付属品についても同様の取り扱いです。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業Q&A

令和7年6月20日作成

No.	項目	質問	回答
25	交付申請書	1社のみからしか見積書が取れなかった場合、助成金はもらえないのか。	1社のみの見積もりとなった理由を記載した「理由書(書式自由)」を提出ください。
26	交付申請書	申請書に記載の「請求情報(世田谷区の被保険者へのサービス提供に伴う報酬算定状況)を確認できる書類」とはどのようなものか。	介護給付費等支払決定通知書及び介護給付費等支払決定内訳書を提出ください。
27	決定通知書	決定通知書はいつ届くのか。	交付申請書を収受した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次交付可否決定通知書を補助金申請システム(jGrants)内にて送付します。審査期間は1か月を目安にしていますが、申請数等により、時期は前後する可能性がありますので、ご承知おください。
28	自転車の購入	自転車の購入はいつまでに行えばよいのか。	決定通知書のシステム内送付があった後、令和8年1月31日(土)までに購入した自転車助成の対象になります。2月以降に購入した場合、助成の対象になりませんので、ご注意ください。
29	自転車の購入	交付申請書で添付した見積書と別の自転車を購入してしまったが、助成を受けることは可能か。	申請より低い金額の自転車等を購入した場合は、購入した金額で実績報告書を作成し、提出してください。 申請額より高い金額の自転車等を購入した場合は、早急に変更・中止・廃止承認申請書を提出してください。申請方法がわからない場合は、世田谷区補助金受付窓口(03-5432-2880)までご連絡ください。
30	自転車の購入	交付申請書で添付した見積書の自転車が購入のタイミングで売り切れてしまった場合、どうすればよいのか。	同等品かつ申請額と同額もしくは低額の自転車等を購入し、実績報告書を作成し、ご提出ください。
31	実績報告書	実績報告書はいつまでに提出すればよいのか。	自転車の購入後、30日以内に実績報告書の提出をお願いします。
32	実績報告書	報告書が2種類あるが、どちらを使用すればよいのか。	社会福祉法人は「(社福法人用)補助事業実績報告書【第7号様式】」を、社会福祉法人以外「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業実績報告書(第8号様式)」を使用してください。
33	実績報告書	(社会福祉法人以外) 実績報告書の「助成事業に要した経費」欄には、実支出額の総額を記入すればよいのか。	お見込みのとおりです。別途作成いただく「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金申請額積算内訳(第8号様式添付資料)」の「D:対象経費の支出額」と金額が一致するようにしてください。
34	実績報告書	(社会福祉法人) 補助事業実績報告書の「費目」「摘要」欄には、何を記入すればよいのか。	特段指定はございませんが、例えば「費目」には「需用費」、「摘要」には「電動アシスト自転車の購入費」等をご記入ください。
35	交付額確定通知書	交付額確定通知書はいつ届くのか。	実績報告書を収受した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次交付額確定通知書を補助金申請システム(jGrants)内にて送付します。審査期間は1か月を目安にしていますが、申請数等により、時期は前後する可能性がありますので、ご承知おください。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業Q&A

令和7年6月20日作成

No.	項目	質問	回答
36	助成金請求書	請求書（第11号様式）に「～で交付額確定通知を受けた～」とあるが、どの通知の日付等を記入すればよいか。	実績報告書提出後、区から通知いたします「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金交付額確定通知書」の右上に記載の文書番号や年月日をご記入ください。
37	助成金請求書	請求書の申請を2回に分けることで、助成金の交付を2回に分けて受けることはできるか。	助成金の交付は1法人につき1回のため、2回に分けて助成金を申請・交付することはできません。
38	助成金の交付	助成金の交付はいつ頃に受けることができるか。	助成金請求書を収受した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次振込処理を行います。時期により振込時期に遅れが出る可能性がありますので、ご承知おきください。
39	その他	区のホームページを見てもわからない場合はどうすればよいか。	世田谷区補助金受付窓口(03-5432-2880)へご連絡ください。
40	その他	来年度も同様の助成事業は行う予定か。	現時点では、今年度のみの事業の予定です。